

## 病院の入院患者に対する歯科保健医療推進事業に係る留意事項

### 第1 補助対象事業

#### (1) 病院内の調整員配置事業

病院の入院患者に対する医科歯科連携による歯科保健医療を円滑に実施するために、患者への説明や、病院内外の医科及び歯科の医療従事者間の調整を図る人材を配置する取組

#### (2) 院外歯科医師等による歯科保健医療応援事業

病院内に歯科や口腔外科がない場合や、ある場合でも入院患者に対する歯科保健医療を実施するには十分な歯科医療従事者が確保できない場合、院外の歯科医師等による歯科保健医療の実施を支援する取組

### 第2 補助の要件

- (1) 事業開始後、全ての新規入院患者に歯科保健医療の実施を打診すること。
- (2) 手術直後に歯科保健医療を実施する場合、術後の実施回数を医療機関で定めること。
- (3) 院外歯科医師等による歯科保健医療応援事業を実施する場合、関係する郡市歯科医師会等と連携すること。

### 第3 補助金の算定

#### 補助金額の算定方法

補助対象経費について実際に要した費用と、(2)補助基準額に実施日数を乗じて得た額を比較して少ない方の額とする。

### 第4 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を超えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。

- (1) 病院の入院患者に対する歯科保健医療推進事業所要額調書（別紙様式第1号）
- (2) 病院の入院患者に対する歯科保健医療推進事業計画書（別紙様式第2号）
- (3) 予定年月日一覧（別紙様式第3号）
- (4) 院外歯科医師等による歯科保健医療応援事業にあつては、歯科保健医療応援を受ける予定の歯科医師等一覧（別紙様式第4号）
- (5) 病院の調整員配置事業にあつては、人件費の支給が確認できる書面の写し（当該施設と調整員との間に締結された雇用契約書や協定書の写し等）1部、院外歯科医師等による歯科保健医療応援事業にあつては、郡市歯科医師会等と協定等を締結している場合、当該協定書等の写し1部
- (6) その他参考となる書類

## 第5 実績報告

実績報告にあたって、要綱第10条第1項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 病院の入院患者に対する歯科保健医療推進事業精算額調書（別紙様式第5号）
- (2) 病院の入院患者に対する歯科保健医療推進事業実績書（別紙様式第6号）
- (3) 実績年月日一覧（別紙様式第7号）
- (4) 院外歯科医師等による歯科保健医療応援事業にあつては、歯科保健医療応援を行った歯科医師へ支払った報償費の証拠書類（受領書の写し等）1部
- (5) その他参考となる書類